

第三 電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第四条まで
別表（第二条関係）
（現行のとおり）

第一条から第四条まで
別表（第二条関係）
（略）

事務	名称	額	徴収時期
一及び二（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
三（現行のとおり）	（現行のとおり）	二千七百円	（現行のとおり）

事務	名称	額	徴収時期
一及び二（略）	（略）	（略）	（略）
三（略）	（略）	二千百円	（略）